

中野区教育委員会いじめ問題対策委員会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p><u>(調査部会)</u></p> <p>第4条 <u>調査部会は、委員及び専門調査員のうちから委員長が指名する部会員をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>調査部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。</u></p> <p>3 <u>部会長は、調査部会の会務を総理し、調査部会を代表する。</u></p> <p>4 <u>部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p>5 <u>前条の規定は、調査部会の議事について準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「部会員の」と、「委嘱された」とあるのは「指名された」と、「教育委員会」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(資料の提出等の要求)</p> <p>第5条 <u>対策委員会は、必要があると認めるときは、委員及び専門調査員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。調査部会についても、同様とする。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 <u>対策委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第7条 <u>この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(資料の提出等の要求)</p> <p>第4条 <u>対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 <u>対策委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第6条 <u>この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則 (略)</p>